

障害福祉サービス事業所等の方々へ

被災された方々が



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

こどもまんが
こども家庭庁

障害福祉サービス等を利用される際には下記の点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認した上で、障害福祉サービス等利用者としてサービスを提供できます。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所等は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体（令和6年1月19日時点）

【富山県】 富山県*、富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町

【石川県】 石川県*、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

【福井県】 福井県*、福井市、あわら市、坂井市

【新潟県】 新潟市、柏崎市、上越市

* 精神通院医療及び障害児入所支援について利用者負担の免除や支払いが猶予されます。

※上記以外の自治体についても利用者負担の免除や支払いが猶予される場合があります。

詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に満了する場合は、令和6年6月30日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、令和6年能登半島地震の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費（上記1及び4を除く。）、障害支援区分及び自立支援医療費の取扱いについても同様です。

しょうがいふくし つか れいわ ねんの とはんとうじしん ひさいしゃ みなさま
障害福祉サービスを使う令和6年能登半島地震の被災者の皆様へ

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



こどもまんなか
こども家庭庁

令和6年1月

しょうがいふくし

つか

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを うけていれば、 なまえ、 せいねんがっぴ、 じゅうしょ、 いえ、 サービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを受けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに

支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん

じぎょうしょ

まどぐち

そうだん

くだ

市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい

※食事代などは これまでどおりです。

あた

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを

変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

じしん

たいへん

ときなので、

とくべつ

てつづ

かんたん

地震で 大変な ときに、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に

令和6年6月30日まで 延長されます。

※ 令和6年能登半島地震の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ 補装具費(3、4のみ)や障害支援区分、自立支援医療費も 同じです。